

嵯峨芸・嵯峨美同窓会規約

(名称)

第1条 本会は嵯峨芸・嵯峨美同窓会と称し、事務局を嵯峨美術大学・嵯峨美術短期大学内に置き、必要に応じ地方支部を設置する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の連絡・親睦を図り、母校の発展に寄与する事を目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員情報の適切な管理及び保管。
- (2) 母校並びに会員相互の連絡を密にするため、機関誌を発行する。
- (3) 母校の教育・福祉援助を成す事業。
- (4) 会員相互の親睦を図るための親睦会。
- (5) その他、本会の目的達成の為の必要な事業。

(会員)

第4条 本会の会員は、京都嵯峨芸術大学（大学院、芸術学部）、京都嵯峨芸術大学短期大学部（美術学科、専攻科）、嵯峨美術大学（大学院、芸術学部）、嵯峨美術短期大学（美術学科、専攻科）卒業生、修了生とする。

(特別会員)

第5条 本会は、会員以外に本学の現・旧教職員を特別会員とする事ができ、また物故者を名誉会員とする事ができる。

第6条 本会に名誉会長を置く。名誉会長は本学学長とする。

(役員)

第7条 本会は目的達成の為に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 (若干名)
- (3) 幹 事 (若干名)
- (4) 会 計 (若干名)
- (5) 会 計 監 査 (若干名)

(役員を選任及び任務)

第8条 役員は会員・特別会員より役員会にて選出し、総会の承認を得るものとする。

- (1) 会長は、役員会において指名選出する。本会の代表であり、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長の指名により、役員会の承認をもって選出する。会長を補佐し、会長の事故ある時は代行をする。
- (3) 幹事は、会員及び現教職員の特別会員より役員会において選出し、本会の運営につき協議、執行する。
- (4) 会計は、会長の指名により役員会の承認をもって選出し、本会の会計事務に当る。
- (5) 監査は、会長の指名により役員会の承認を経て選出し、本会の会計を監査する。

(役員会)

第9条 役員会は第7条に定める役員をもって構成する。

2 定期役員会は、年1回以上開催しなければならない。

3 総会における議事は、次の通りとし、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

4 役員会の職務権限は、次の通りとする。

- (1) 予算及び決算に関わる事項
- (2) 規約の改正・変更に関する事項
- (3) 役員を選出に関する事項
- (4) その他会務の運営に関する重要な事項
(議決)

第10条 議事は、全て役員会において決定する。役員会は、役員数の過半数をもって成立し、出席役員数の過半数をもって決定する。なお、可否同数のときは議長がこれを決める。

2 会則の変更をする場合は、総会出席者の三分の二以上の同意を必要とする。

(任期)

第11条 役員は、全てその任期を選出された4月1日より始まり2年間とし、重任を妨げない。ただし、欠員により補充された役員の場合は前任者の残任期間とする。

(総会)

第12条 定期総会は2年に1回、役員会の決定に従い、開催するものとする。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会における議事は、次の通りとし、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

- (1) 役員を選出に関する事項
- (2) 規約改正及び変更に関する事項
- (3) 事業報告・収支決算に関する事項
- (4) 事業計画・収支予算に関する事項
- (5) 管理運営に関する重要な事項
- (6) その他必要な事項

(臨時総会)

第13条 会長は必要に応じて、役員会の承認を得て臨時総会を開催することができる。

(議長等)

第14条 議長・副議長・書記等はそのつとに定める。

(会計)

第15条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員は、次の各号に定める会費を納めなければならない。

- (1) 会 員 終身会費 15,000円
- (2) 特 別 会 員 終身会費 免除

3 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

4 総会がない年度の会計報告は会計監査による監査の上、会報誌やホームページ等の広報媒体で報告し、翌年度の総会で承認を得るものとする。

(支部)

第 16 条 本会は支部を置く事ができる。支部設置には総会の承認を得るものとし支部に対して援助をする事ができる。なお、支部の取扱いについては、別にこれを定める。

(届出)

第 17 条 会員は、住所・氏名等に変更が生じた場合ただちに本会に届出をするものとする。

(細則)

第 18 条 本会則の他、必要な事項は役員会の議を経てこれを定める。

(事務局)

第 19 条 本会の事務を所管するために事務局をおく。

2 事務局は、役員及び大学側の事務局員若干名をもって組織する。

(改廃)

第 20 条 本会則の改廃は、役員会の議を経て、総会において行う。

附 則

この規約は、昭和 52 年 2 月 27 日から施行する。

(昭和 48 年 3 月 25 日施行の嵯峨美術短期大学同窓会規約は廃止する。)

附 則

この規約は、昭和 58 年 11 月 26 日から施行する。

第 6 条第 1 項第 5 号委員の削除並びに一部改正。第 15 条 (常任理事会)、第 16 条 (発案) 及び第 19 条 (会計幹事会) の削除。第 18 条 (会費) の一部改正。常任幹事会、会計幹事会の廃止に伴う一部改正。第 6 条補則 (役員規定細則) の廃止。第 14 条補則・第 21 条補則の削除。現行第 17 条・第 18 条が第 15 条・第 16 条となり、現行第 20 条・第 21 条が第 17 条・第 18 条となる。

附 則

この規約は、昭和 59 年 10 月 6 日から施行する。

(第 6 条 (役員) 第 1 項第 3 号の改正及び第 2 項の一部改正)

附 則

この規約は、昭和 63 年 2 月 11 日から施行する。

(第 16 条会費の改訂及び第 17 条月日の改正)

附 則

本規約は、平成 9 年 9 月 26 日から施行する。

第 3 条の改訂。第 7 条の改訂及び一部補則。第 9 条顧問の削除。第 10 条の改訂及び補則。第 13 条削除及び補則。第 15 条の一部変更。第 16 条の年度改正。第 18 条及び第 19 条の追加。

附 則

本規約は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

第 3 条の改定。第 7 条の改定及び一部補足。第 9 条顧問の削除。第 10 条の改定及び補足。第 13 条削除及び第 15 条の一部変更。第 16 条の年度改正。第 18 条及び第 19 条の追加。

附 則

本規約は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(京都嵯峨芸術大学設置による学内組織再編に伴う改正。第 1 条、第 4 条の名称の改定)

附 則

本規約は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(第 15 条 (会費) の改定)

附 則

本規約は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(京都嵯峨芸術大学大学院設置による第 1 条、第 4 条の名称及び一部改定)

附 則

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

京都嵯峨芸術大学並びに京都嵯峨芸術大学短期大学部から嵯峨美術大学並びに嵯峨美術短期大学へ校名変更に伴い、規約名称を京都嵯峨芸術大学同窓会規約から嵯峨芸・嵯峨美同窓会規約に変更するとともに、条文を一部改正

附 則

この規約は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

第 1 条 (名称) の一部改正。第 3 条 (事業) の一部改正。第 7 条 (役員) の一部改正。第 8 条 (役員を選任及び任務) の一部改正。第 9 条 (役員会) の一部改正。第 11 条 (任期) の一部改正。第 12 条 (総会) の一部改正。第 15 条 (会費) の一部改正。第 16 条 (会計年度) の削除。現行第 17 条・第 18 条・第 19 条が第 16 条・第 17 条・第 18 条となる。第 19 条 (事務局) の新設。第 20 条 (改廃) の新設。